

2017年7月吉日

埼玉県支部会員の皆様へ

蔵前工業会埼玉県支部同好会の新設手続きのご案内

蔵前工業会埼玉県支部

支部長 舟田 饒 (S46 修電)

盛夏の候、皆様方におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素は埼玉県支部の活動にご支援ご協力を賜わりましてありがとうございます。

さて、埼玉県支部においては、「俳句同好会」、「ゴルフ同好会」及び「囲碁同好会」の3つの同好会が支部創設以来今日まで活動しておりますが（支部ホームページ左欄「同好会活動」参照）、近年、会員の高齢化もあり、参加者数の減少が大きな問題となっております。

そのため、これらの同好会においては、新会員募集を常時行っておりますが、別途趣味を共有する支部会員が下記の手続きを行うことにより、新たな支部同好会を新設することが出来ますのでご案内申し上げます。

支部の同好会活動を通して、支部会員の親睦がさらに深まることを期待しております。

以上

記

<支部同好会新設手続き>

- (1) 新設を希望する同好会の構成員は10名以上（過半数以上を支部会員）とし、代表者1名（支部会員）を選出する。
- (2) 代表者は、別紙様式「蔵前工業会埼玉県支部同好会新設申請書」に同好会の名称、設立趣旨、構成員及び年間活動計画等を記載し、電子メールにて支部長に送付する。支部長は、受領した申請書を幹事会に諮問する。（電子メールの宛先：[info@kuramae-saitama.versus.jp](mailto:info@kuramae-saitama.versus.jp)）
- (3) 幹事会は、同好会新設について支部規程第4条（事業）（5）に定める支部会員相互の親睦を深めるための事業に該当するか否か協議し、決定する。
- (4) 支部長は、幹事会の決定（仮許可又は不許可）を代表者に通知する。
- (5) 代表者は、仮許可の場合、仮許可通知受領後1年間を試行期間として自主的に自己の費用負担にて同好会を運営する。
- (6) 代表者は、試行期間経過後、試行期間の実績を電子メールにて支部長に報告する。支部長は、同好会の新設可否を幹事会に諮問する。
- (7) 幹事会は、試行期間の実績を基に支部の事業として許可するか否か協議し、決定する。
- (8) 支部長は、幹事会の決定（許可又は不許可）を代表者に通知し、許可決定の場合は、支部ホームページに公開し、次期総会に報告する。会計担当幹事は、同好会活動補助金を適宜代表者に支給する。
- (9) 代表者は、支部長、総務担当幹事、会計担当幹事又は特命担当幹事（同好会担当）から同好会に関する問い合わせがあった場合、同好会の活動計画・実績、補助金の使用状況等を電子メール又は幹事会にて報告する。

蔵前工業会埼玉県支部同好会新設申請書

蔵前工業会埼玉県支部長殿

申請者（代表者）

氏名（卒年科）：

連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）：

以下の通り、蔵前工業会埼玉県支部同好会の新設について申請します。

1. 同好会の名称
2. 同好会の設立趣旨
3. 同好会の構成員
4. 同好会の年間活動計画
5. その他

以上

<注>

1. 「同好会の設立趣旨」の欄には、同好会設立の背景・目的等を記載して下さい。
2. 「同好会の構成員」の欄には、代表者を除く全構成員の氏名、卒年科を明記して下さい。なお、蔵前工業会の会員以外の構成員は、卒年科の記載は不要です。
3. 「同好会の活動計画」の欄には、本申請後1年間の活動計画（活動場所、活動内容等）の概要を記載して下さい。
4. 「その他」の欄には、支部へのご要望等特記すべき事項がありましたら記載して下さい。
5. 本申請書に記載された個人情報は、支部活動の目的のみに使用します。

以上